

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

路線名	東大久保ふじみ野線
供用開始の区間	ふじみ野市駒林元町三丁目一番一地先から同市駒林元町八番一地先まで
供用開始の期日	平成二十七年十月三十日
備考	平成二十七年十月三十日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号で告示した道路区域の供用開始である。 延長九二・六〇メートル